

国民健康保険税の減免判定フローチャート

このフローチャートは減免要件を簡易的にまとめたものです。フローチャートを参考にし、減免要件に該当する場合、またご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

スタート

会社が倒産した
解雇された
会社の都合で離職した

はい

減額される場合があります（65歳未満）

ハローワークから、失業給付申請後に交付となる「雇用保険受給資格者証」の離職事由コードが次のいずれかのときは、非自発的失業による保険税の軽減に該当する場合があります。必要書類をご用意のうえ申請してください。

離職事由コード：11・12・21・22・23・31・32・33・34

<申請・問い合わせ> 民生課 住民福祉係 0269-87-3114

<申請に必要な書類> ①雇用保険受給資格者証 ②国民健康保険被保険者証

いいえ

世帯主の

営業収入・農業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、いずれかの収入（※1）が、前年と比べて30%以上減少する見込みである

→ 以下「★減少する収入」といいます。

はい

世帯主の

「★減少する収入」の前年所得（※2）がプラスである
前年の所得が0円または0円未満（マイナス）ではない

はい

世帯主の

全収入の前年所得の合計額が1,000万円以下である

はい

世帯主の

「★減少する収入」以外の前年所得の合計額が400万円以下である

はい

減免できません

支払いが困難な場合は、納税を猶予（分割納付または納付時期を延長）できる場合がありますので、税務係までお問い合わせください。

申請により、全部または一部が減免できる場合があります（※3）

<問い合わせ> 総務課 税務係 0269-87-3111（内線108）

※1 「収入」とは、必要経費を差し引く前の金額をいいます。

※2 「所得」とは、必要経費を差し引いた後の金額をいいます。

※3 ご提出していただく書類等により減免の可否を判断するため、申請いただいても減免とならない場合があります。